

○伝統産業の活性化

1 京都伝統産業ふれあい館を核とした新たな伝統産業振興事業：20,000千円【伝統産業課】

(1) 実施概要

京都伝統産業ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）は、京都の伝統産業を普及・啓発する拠点として、広く一般市民に伝統産業の魅力を発信しています。昨年度からは従来の普及・啓発機能に加え、観光や販売促進の視点を取り入れた機能強化を図っており、ふれあい館を核として若手職人等による異業種交流の促進や工房訪問事業の更なる普及拡大を図り、伝統産業の更なる活性化を推進します。

(2) 実施内容

①異業種交流・情報交流の促進

➢ 若手職人を中心とした異業種交流会やセミナーの開催、伝統産業の技術や素材を活用したい他業種との連携促進などを通じて、伝統産業に関わる様々な主体による異業種交流・情報交流を促進させる。

②工房訪問事業の新たな魅力の充実

➢ 国内外の観光・ビジネス客からの需要が見込まれる「工房訪問事業」を本格実施し、伝統産業製品の販売促進につなげる。

③伝統産業の新たな魅力の発信

➢ 様々なテーマ（例「四季」「日本の色」など）による特別展や、現代のライフスタイルにマッチした新商品の展示などを通じて、これまで伝統産業になじみが薄かった層にも伝統産業の奥深い魅力を発信する。

2 京もの海外進出支援事業：29,000千円【伝統産業課】

(1) 事業概要

海外の市場ニーズにあった「商品」を海外デザイナーとともに開発する「Kyoto Contemporary」及び海外の建築資材やインテリア市場に「素材」を提案する「Kyoto Connection」の2つのアプローチにより商品を開発し、国際見本市への出展・展示商談会を開催するなど、海外販路開拓を推進します。

(2) 実施内容

①パリ市運営施設「アトリエ・ド・パリ」のデザイナーとコラボした商品開発・販路開拓

➢ 京都市・パリ市共同宣言にもとづき、パリ市運営のデザイン・インキュベーション施設「アトリエ・ド・パリ」に所属するデザイナーとコラボした新商品開発と、デザイナーの持つ独自の販路を活用した伝統産業製品の市場拡大を行う。

②パリ国際見本市への出展

➢ 世界最大級のインテリア国際見本市「メゾン・エ・オブジェ」への出展によって、欧州における伝統産業製品の市場拡大を行う。

③パリ店舗でのテストマーケティング

➢ パリのギャラリー・ショールーム「アトリエ・プランマント」において、本事業開発商品の展示商談会を開催し、「メゾン・エ・オブジェ」で獲得した顧客への継続的営業及びアフタフォローを行う。

3 若手職人等就業支援事業：2,807千円【伝統産業課】

(1) 事業概要

京都の伝統産業の活性化と成長発展を図るために、国の交付金を活用し、「オール京都体制」で意欲的に新たな事業展開を行う企業等を支援します。

(2) 実施内容

①若手職人等就業支援事業（新文化産業発展強化支事業）：45,702千円（うち市負担金 2,807千円）

➢ 伝統産業従事者が、意欲的に新たな事業展開を行うに当たり、新たに雇用した人材の研修、スキ

ルアップ等に係る経費を支援する。その他、販路開拓・新商品開発・新分野進出支援セミナーの開催や専門コーディネーターによるハンズオン支援も行う。

4 未来へつなぐ「きもののまち・京都」プロジェクト：5,000千円【伝統産業課】

(1) 事業概要

和装業界等が「和装（きもの）文化」のユネスコ無形文化遺産登録を目指していることに加え、本市でも28年2月に「京のきもの文化」を「京都をつなぐ無形文化遺産」に選定しました。これを契機として、誰もがきものに親しむ機会の創出や「京もの」ブランド確立に向けた取組を推進します。

(2) 実施内容

①「和装（きもの）」ユネスコ無形文化遺産登録啓発事業

➢ きもの着用の方を対象とした啓発イベントを業界団体と協働で実施する。

②市立高校生のきもの着付け体験モデルの実施

➢ 市立高校において、きものの着付け体験事業を行う。

5 伝統産業設備改修等補助制度：45,000千円【伝統産業課】

(1) 事業概要

伝統産業関連事業者が、老朽化あるいは法令等の改正に伴い更新が必要となった設備を改修するためにする経費に対して、1件当たり事業経費の1／3以内（2,000千円まで）で補助します。

【対象となる者】

伝統産業製品の製造や製造する上で不可欠な材料、道具・部品類を供給する事業者（個人・法人）又は組合。

(2) 実施内容

平成28年度交付実績

- ・交付件数：88件
- ・交付金額：42,547千円

6 伝統産業の日関連事業：3,000千円【伝統産業課】

(1) 事業概要

西陣織、京友禅をはじめとする伝統産業の素晴らしさを改めて全国に発信するため、本市独自に平成13年度に「春分の日」を伝統産業の日と定め、平成14年度からこの日を中心に、伝統産業の振興に向けた事業を実施しています。

(2) 実施内容

「伝統産業の日」関連事業

➢ 3月の「伝統産業の日」を中心としたイベントの開催に加え、事業実施期間を通年化し、京都観光オフィシャルサイト「京都観光Navi」で伝統産業業界が実施しているイベント等の情報を随時発信することで、観光客がいつ京都に来ても、一年中市内各地で「伝統産業の日」関連事業に参加できる状況を創出する。

7 日本酒条例サミット：1,500千円【伝統産業課】

(1) 事業概要

本市では「京都市清酒の普及の促進に関する条例」（※）を全国で初めて施行し、これまでに全国で約120の自治体で同様の条例が制定されています。酒造組合等が実施する日本酒を中心とした伝統産業・文化を発信するイベントに対して補助支援を行うとともに、京都において開催される日本酒イベントの情報発信を強化します。

(2) 実施内容

①「日本酒条例サミット」(仮称)の開催支援

➢ 日本酒乾杯条例施行自治体及び酒蔵の参加・協力のもとに実施する日本酒を中心とした伝統産業や日本文化を発信するイベント等に対して補助支援を行い、伝統産業の振興・経済の活性化を図る。

②WEBサイトの充実支援

➢ 各醸造組合等が京都で行っている日本酒イベントを、WEBサイト「KYOTO LOVES SAKE」を活用し発信する。

(※) 全国有数の清酒の生産地である京都から、清酒による乾杯の習慣を広めることにより、清酒の普及を通して日本人の和の暮らしを支えてきた様々な伝統産業の素晴らしさを見つめ直し、日本文化の理解の促進に寄与することを目的とした条例(平成25年1月1日公布、1月15日施行)

8 京都伝統産業ふれあい館のリニューアル事業：15,000千円【伝統産業課】

(1) 事業概要

伝統産業製品の価値や奥深い魅力を伝え、かつ業界の振興に繋がる、より魅力的な施設にするため、展示内容の抜本的な見直しを含めた、館内のリニューアル事業を進めます。29年度は、基本設計及び実施設計を実施します。



現在の京都伝統産業ふれあい館

(2) 実施内容

➢ 伝統産業に関心があり、購入に意欲的な「本物志向層」をターゲット層とし、「つたえる」「みせる」「つなげる」を3つの柱として、これまでより、上質で魅力的な施設となるよう、建築物としての基本的事項(空間構成、機能、設備、意匠等)を確定させ、図面化する。

9 伝統産業製品の販路開拓支援～パリ友情盟約締結60周年プレ事業～：5,000千円【伝統産業課】

(1) 事業概要

平成30年に迎えるパリ友情盟約締結60周年に向けた機運の醸成を図るとともに、更なる伝統産業製品の販路開拓を図るため、パリ市において現地のメディア関係者や買付け人(バイヤー)を招へいした国際シンポジウムを開催し、本市の職人とパリ市のデザイナーとがコラボした商品や、京都の伝統産業技術の奥深さを広くPRします。

(2) 実施内容

➢ パリ市で活躍する方々の講演会や、これまでパリ市と京都市で取り組んできた「京もの海外進出支援事業」に関する成果発表(パネルディスカッション)、現地のバイヤー等との商談会を兼ねたレセプションパーティーを開催する。

10 「みやこの粋 京の技展」の開催支援：1,000千円【伝統産業課】

(1) 事業概要

中小企業団体全国大会京都大会プレイベントとして、伝統的な匠の技とものづくり技術に触れることができる展示・販売会(京都府中小企業団体中央会主催)について、府とも協調しながら開催に対する支援を行います。

(2) 実施内容

➢ 西陣織会館において、職人の実演、製作体験、展示・販売を行う「みやこの粋 京の技展」を開催。
実施日 平成29年10月18日～22日